

盛岡広域連携中枢都市圏ビジョン懇談会要綱

平成27年 7 月 8 日市長決裁

(設置)

第 1 (仮称)盛岡広域連携中枢都市圏ビジョンの策定に当たり、民間や地域の関係者による協議・懇談を行うため、盛岡広域連携中枢都市圏ビジョン懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 懇談会は、(仮称)盛岡広域連携中枢都市圏ビジョンの内容について検討し、必要な意見及び助言を行う。

(組織)

第 3 懇談会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、盛岡広域首長懇談会の構成団体のうち盛岡市を除く各団体から推薦された者及び連携中枢都市圏が果たすべき3つの役割(圏域全体の経済成長のけん引、高次の都市機能の集積・強化、圏域全体の生活関連機能サービスの向上)に対し優れた識見を有する者等のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱の日から平成28年3月31日までとする。

(座長及び副座長)

第 4 懇談会に、座長及び副座長を置く。

2 座長及び副座長は、委員の互選により選出する。

3 座長は、会議を総理し、会議の議長となる。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 懇談会の会議は、市長が招集する。

(庶務)

第 6 懇談会の庶務は、市長公室企画調整課都市戦略室において処理する。

(実施期日)

第 7 この要綱は、平成27年7月8日から実施する。